

茨木市都市計画審議会 口頭意見陳述実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市都市計画審議会条例（平成12年条例第9号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、口頭意見陳述を実施する場合に必要な事項を定める。

(口頭意見陳述の実施)

第2 口頭意見陳述は、第3に掲げる者からの申し出に基づき、公正な審議や円滑な議事運営に支障が生じるおそれがある場合を除き、会長が審議会に諮ってこれを認める。

(口頭意見陳述を申し出ることができる者)

第3 口頭意見陳述の申し出は、以下に掲げる者のうち、当該都市計画により財産権又は環境などの面で直接影響を受ける住民等が行うことができる。

- (1) 都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書を提出した者
- (2) 茨木市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成3年条例第5号。）第4条の規定に基づく意見書を提出した者

(口頭意見陳述の申し出手続き)

第4 第3の申し出は、以下に掲げる手続きで行うものとする。

- (1) 口頭意見陳述の申し出は、以下の事項を記載した口頭意見陳述申出書の提出により行うものとする。
 - ア 住所
 - イ 氏名
 - ウ 連絡先
 - エ 口頭意見陳述の理由及び内容
 - オ 口頭意見陳述の所要時間（ただし5分間以内とする。）
- (2) 申出書は、審議会の開催日の7日前（その日が茨木市の休日を定める条例（平成2年茨木市条例第15号）第2条に規定する市の休日にあたる時は、その直前の休日以外の日）の午後5時15分までに、茨木市都市整備部都市政策課に提出しなければならない。

(口頭意見陳述の実施基準)

第5 口頭意見陳述は、以下に掲げる基準で行うものとする。

- (1) 口頭意見陳述の内容は、意見書を補足する内容に限る。

- (2) 実施時間は、1人あたり5分間以内とする。
- (3) 口頭意見陳述は非公開とする。
- (4) 代理人により行うことは認めない。
- (5) 陳述者は、写真撮影、録画、録音等、会議の支障となる行為を行ってはならない。

(委任)

第6 この要領に定めるもののほか、口頭意見陳述の実施に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年2月24日から施行する。

